

平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石 光伸 他265名

被告 国 他1名

準備書面（55）

平成29年10月12日

水戸地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 河合 弘 之
外

第1 はじめに

原告らは、平成25年6月27日付準備書面（2）、平成26年12月18日付準備書面（20）において、被告日本原電は「原子炉を設置するために必要な」「経理的基礎」を欠き、原子炉設置許可の要件を満たさないことを主張してきた。

なお、被告国は、平成26年4月30日付第5準備書面において、「本件無効確認の訴えにおける被告会社の経理的基礎に関する原告らの主張が失当であること」を主張したが、原告らの違法事由の主張に制限はなく、被告会社の経理的基礎に関する主張も当然に認められるものであることは、平成27年3月12日付原告ら準備書面（24）で述べたとおりである。

第2 再度の求釈明

1 原告らは、上記準備書面（2）において、被告日本原電に対して経理的基礎に

関する釈明を求めたが、被告日本原電は平成26年12月4日付準備書面(3)において、東海第二原発を新規制基準に適合させるための工事に要する資金の額について以下のように釈明したのみである。

すなわち、「設置変更許可申請書には、本件発電所を新規制基準に適合させるための工事に要する資金の額として約430億円を見込み、これを自己資金及び借入金により調達する計画としている旨記載している(設置変更許可申請書の「添付書類三変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類」3-1頁)。

現在、原子力規制委員会において上記各申請に係る適合性審査が行われているが、先行する他の原子力発電所の審査の実例に照らすと、今後も、様々な審議が重ねられることが予想される。被告日本原電は、その審査の状況を踏まえて、本件発電所を新規制基準に適合させるための各種の工事の内容、工期、費用等を検討し、補正申請を行うなどの対応をとることとなる。したがって、本件発電所を新規制基準に適合させるための工事については、その資金の額を含め、現時点においていまだ確定はしていない。」とのことであった。

2 被告日本原電が、原子力規制委員会に対して、東海第二原発の適合性確認審査に係る申請を行ったのは平成26年5月20日である。今日、審査は大詰めを迎えている時期であるから、上記被告日本原電の釈明をふまえ、原告らは、改めて以下の点につき釈明を求める。

- (1) 被告日本原電が主張する「本件発電所を新規制基準に適合させるための各種の工事」につき、その工事項目、要する費用の額、償却期間を明らかにされたい。
- (2) 上記(1)の工事費用につき、資金調達計画を明らかにされたい。なお、借入金による場合、予定している借入先、返済期限、担保資産、債務保証引受者につ

いても明らかにされたい。

- (3) 上記(1)の工事費用につき、本件発電所による発電事業による回収予定期間と年次推移を明らかにされたい。
- (4) 上記(2)で予定される借入金について、返済計画を明らかにされたい。
- (5) 使用済燃料再処理等拠出金費の今後の年次予定および受電会社から受け取る使用済燃料再処理等発電費を明示されたい。
- (6) 東海第二原発の廃止予定年度、廃止措置期間について明らかにされたい。その際、予想される解体費用見積総額、廃止措置資産の年次残高予定、原子力廃止関連仮勘定ならびにその仮勘定償却費の年次推移、原子力発電施設解体費の年次推移、および原子力の廃止に伴って生じる使用済燃料再処理費、燃料解体費、その他放射性廃棄物処分費用の推移も明記した上で経理的見通しについて示されたい。
- (7) 被告日本原電は平成29年の有価証券報告書において、「当社は、東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社及び関西電力株式会社の受電各社と電力受給に関する基本協定及び電力受給契約等を締結している。」としている。

(丙G第1号証第12頁)。

原告らは準備書面(2)で「電力受給に関する基本協定及び電力受給契約」の提出を求めたが、被告日本原電は、受電会社の「供給約款変更認可申請に係る査定方針」(丙G第5号証ないし第8号証)を提出するのみで、各社との間の「電力受給に関する基本協定及び電力受給契約」については提出していない。

そして、被告日本原電が提出した経済産業省の「供給約款変更認可申請に係る査定方針」には、以下のように、受電会社からの電気事業原価(収入)につ

いて具体的な指摘がある。すなわち、「とりわけ、日本原子力発電は、東京電力の関連会社であり、総合特別事業計画策定後に退任した取締役が役員を務めていることから、日本原子力発電からの購入電力料に含まれる人件費等について、東京電力のコスト削減努力並に原価から削減する。」(丙G第5号証23頁)、「とりわけ、日本原電については、関西電力の関連会社であり、役員における人的関係等を考慮すれば、日本原電からの購入電力料に含まれる人件費については、関西電力のコスト削減努力並に原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、関西電力のコスト削減努力に照らし、10%減額する。特に、人件費については、日本原電の現行の常勤役員一人当たり報酬額2800万円を関西電力同様、国家公務員指定職と同水準(1800万円)とするとともに、関西電力の役員と兼務している非常勤役員への報酬については原価算入を認めない。また、一人当たり従業員給与については、現行780万円であるところ、関西電力の査定後の水準である627万円まで原価を削減する。」(丙G第7号証34頁)、「特に人件費については、日本原電の現行の常勤役員1人当たり報酬額2,800万円(平成23年度実績)を東北電力同様、国家公務員指定職と同水準(1,800万円)とするとともに、東北電力の役員と兼務している非常勤役員への報酬については原価算入を認めない。また、1人当たり従業員給与については、現行801万円(平成23年度実績)であるところ、東北電力の査定後の水準である596万円まで料金原価を減額する。なお、他社の査定方針も踏まえ、さらに東北電力が日本原電と交渉した結果、平成25年度の受給契約において、工事の一部を翌年度以降に繰り延べることなどにより減額となったため、これも料金原価から減額する。」(丙G第6号証45頁)等である。

これらについて、具体的な根拠を明らかとした上で、その経理的基礎を確認

するためには、上記6社との間の「電力受給に関する基本協定書」および毎事業年度毎に締結しているという「電力需給契約書」を確認する必要がある。

したがって、原告は、改めて過去5年間の「電力受給に関する基本協定書」および毎事業年度毎に締結しているという「電力需給契約書」の提出を求める。

(8) また、被告日本原電は同平成29年の有価証券報告書において、「営業運転を既に停止している東海発電所及び敦賀発電所1号機については、運転停止後に発生する費用（停止後費用）の取扱いについての基本協定を締結し、原則として受電会社が停止後費用を負担すること等を定めている。」としている（丙G第1号証第12頁）。

具体的に、受電会社がいかなる費用をどのように負担するのかを明らかにするため、「運転停止後に発生する費用（停止後費用）の取扱いについての基本協定」の原本を提出されたい。